

平成28年12月12日

大牟田市長 中尾 昌弘 様

大牟田市特別職報酬等審議会
会 長 杉 健 三

大牟田市特別職の報酬等の額について（答申）

平成28年10月7日、市長より市議会議員の議員報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料（以下「特別職の報酬等」という。）の額について諮問を受けました。

本審議会においては、大牟田市附属機関設置条例第2条第2項の規定に基づき、特別職の報酬等の適正な額について、厳正かつ慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申いたします。

記

1 はじめに

本市の地域経済情勢は、基幹産業であった三池炭鉱の閉山以来、人口の減少や少子高齢化の進展とあいまって厳しい状況が続いており、この状況からの脱却を図るべく、これまでも、様々な地域活性化策について全市を挙げて取り組みを進めてきたところであるが、状況が好転するまでには至っていない。

また、本市の財政状況については、平成27年度決算において、実質収支が6年連続の黒字、実質単年度収支についても、2年ぶりの黒字となっている。しかし、少子高齢化や生産年齢人口の減少傾向が今後も引き続くことが見込まれる状況にあっては、市税収入の減少や高い高齢化率を反映した扶助費などの増大などにより、財政状況は今後厳しくなることが見込まれており、平成28年度から平成31年度までの財政計画では、財政調整基金の取崩しを行わない場合、平成30年度から実質収支が赤字になる見込みが示されている。

このような状況の中、本市の一般職の職員（以下「一般職」という。）の給与について、民間賃金水準のよりの確な公務員給与への反映などを目的とした国家公務員の「給与制度の総合的見直し」を参考とした給与改定が平成28年度から実施され、平均2%の引下げとなる給与水準の見直しが図られたところである。

さらに、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成27年4月に施行されたことに伴い、教育長の職が従前の一般職から特別職へと変更さ

れ、職務及び職責について見直しが行われたことから、教育長の給料の額について検証する必要が生じている。

このような情勢の変化を踏まえ、市長から、①市議会議員の議員報酬の額 ②市長、副市長及び教育長の給料の額 ③改定の実施時期 の3点について、本審議会に対し、意見を求めるため諮問がなされたものである。

2 特別職の報酬等の額の現状

現在の特別職の報酬等の額は、平成19年12月に本審議会の答申を受けて平成20年度から改定されたものである。

なお、平成28年4月1日現在における「類似団体85市」及び「県内26市（北九州市及び福岡市を除く。以下同じ。）」の特別職の報酬等と比較した場合は下表のとおりであり、本市における特別職の報酬等の額は、議長、副議長及び議員については、類似団体より高い水準に、市長、副市長及び教育長については、類似団体より低い水準にある。

役職名	大牟田市 現行額	報酬等月額（平均額）		順位	
		類似団体	県内市	類似団体	県内市
議長	579,000円	548,364円	492,684円	20位	3位
副議長	509,000円	490,469円	437,992円	25位	3位
議員	464,000円	457,813円	408,744円	28位	3位
市長	913,000円	946,768円	883,044円	62位	7位
副市長	730,000円	779,593円	720,424円	74位	8位
教育長	639,000円	697,338円	647,036円	79位	15位

※ 類似団体及び県内市の報酬等月額（平均額）については、本市を除いた平均の額である。

3 特別職の報酬等の額の改定の必要性

審議に当たっては、最近の社会経済情勢の動向や本市の財政状況等を踏まえるとともに、特別職の職務及び職責の重要性、また、類似団体及び県内市における特別職の報酬等の実態など、特別職の報酬等に関連する様々な諸情勢を考慮し、多角的な観点から検討を行う一方、市民への説明責任も明確に果たせるよう、各委員が公平な立場に立って率直な意見の交換を行い、各種比較検討資料に基づき、特別職の報酬等の適正な額について、厳正かつ慎重に審議を重ねてきた。

(1) 特別職の報酬等の額の改定について

特別職の報酬等の額は、本来、その職務と職責に対応することが必要であり、これに加えて、社会経済情勢の動向、本市の財政状況、類似団体及び県内市における特別職の報酬等の状況並びに一般職の給与改定状況等を総合的に勘案の上、改定すべきものである。

特別職の職務と職責に関して、市長は、市政運営の最高責任者として、副市長は、市長を補佐し、政策・企画をつかさどるものとして、教育長は、教育行政の第一責任者として、極めて高度な判断力と強い統率力が要求される。また、市議会議員につい

ては、複雑・高度化する住民ニーズの増大と行政需要の多様化の中で、ますます常勤化・専門化が進んでいる状況にあるとともに、地方分権の進展により、地方公共団体の自己決定、自己責任が高まる中で、市民の代表者として、議会の担う役割と責任もますます重要となっている。

しかしながら、現下の本市における地域経済情勢及び財政状況は依然として厳しいものがあり、これに加えて、一般職の給与改定状況、類似団体及び県内市における特別職の報酬等の状況並びに市民の理解を得られるものであるかということ等を総合的に勘案した結果、本審議会は、現行の特別職の報酬等の額について、今回、職務及び職責の変更が行われることとなった教育長を除き、「引下げ」を行うことが適当であると判断した。

(2) 教育長の職務及び職責の変更に伴う給料の額の改定について

新制度における教育長の職務と職責については、従前の教育長の職務と教育委員長の職務が一本化されたことに伴い、より重いものとなっている。

このことから、本審議会は、職務と職責の変更に伴い、教育長の給料の額を改定することが適当であると判断した。

4 改定額の決定

(1) 市議会議員

前回の審議会以降（平成20年度から平成28年度まで）における一般職の給与改定率が△2.32%である状況を踏まえ、議長、副議長及び議員の報酬の額については、一般職の給与改定率を参考とし改定することとした。

(2) 市長及び副市長

特別職の報酬等の額を適正化するに当たり、従来から、それぞれの役職に応じた職務と職責を踏まえて間差率を設定し、報酬等の額を改定してきた。

このような中、議員と市長に係る間差率（議員の報酬の額を100とした場合における市長の給料の額の割合）については、前回（平成19年度）の審議会において、本市が財政再建準用団体への転落も危惧されるという危機的な財政状況にあった当時の状況を踏まえ、議員より5ポイント高い10%の減額となる改定率を適用したことから、現在は、議員と市長に係る間差率が類似団体と比較して、低い値となっている。

しかし、当時の状況と異なり、危機的な財政状況を脱したことから、議員と市長に係る間差率を平成19年度当時に復元する方向で検討を行った。復元に当たって、市の財政計画では平成30年度から実質収支が赤字になる見込みが示されていることを踏まえ段階的に行うこととし、今回は、市長の給料の額が議員の報酬の額の2倍となるよう、間差率を見直すこととした。

また、副市長の給料の額については、改定後の市長の給料の額を踏まえて、従来からの間差率を適用し、改定することとした。

(3) 教育長

新制度における教育長の職務と職責については、従前の教育委員長に係る職務と職責を新制度の教育長が担うこととなり、教育行政の第一責任者として明確に位置付けられることとなった。

したがって、新制度における教育長の給料の額については、従前の教育委員長としての報酬加算額（従前の教育委員長と教育委員の月額報酬の差額「24,500円」）を参考として間差率の見直しを図り、改定することとした。

（４）改定後における特別職の報酬等の額及び順位

（１）から（３）に基づき、特別職の報酬等の額について、次のとおり改定することが適当であると判断した。

役職名	現行額	改定答申額	改定額	改定率
議長	579,000円	566,000円	△13,000円	△2.25%
副議長	509,000円	498,000円	△11,000円	△2.16%
議員	464,000円	453,000円	△11,000円	△2.37%
市長	913,000円	906,000円	△7,000円	△0.77%
副市長	730,000円	725,000円	△5,000円	△0.68%
教育長	639,000円	661,000円	22,000円	3.44%

なお、本市の特別職の報酬等の額における、類似団体85市及び県内26市における答申前と後での上位からの順位は、次のとおりとなる。

役職名	答申前		答申後	
	類似団体	県内市	類似団体	県内市
議長	20位	3位	24位	5位
副議長	25位	3位	28位	4位
議員	28位	3位	32位	5位
市長	62位	7位	66位	8位
副市長	74位	8位	75位	9位
教育長	79位	15位	66位	9位

5 改定の実施時期

特別職の報酬等の額の改定については、従前からの経過等を考慮した結果、平成29年4月1日から実施することが適当であると判断した。

6 答申に伴う附帯意見

- （１）社会経済情勢の動向や本市の財政状況の変化等を踏まえ、今後、特別職の報酬等の額の適正化に関する客観的要素が生じた場合は、速やかに大牟田市特別職報酬等審議会へ諮問されるよう要望する。
- （２）本市の財政状況は現在黒字で推移しているが、市の財政計画によると、近い将来再び赤字になるという厳しい見通しが立てられている。このことから、市の財政が再び赤字となり、かつ、今後も引き続き赤字で推移することが見込まれる状況となった際には、速やかに大牟田市特別職報酬等審議会へ諮問されるよう要望する。

7 おわりに

特別職の各位におかれては、今後においても、本市の特性及び地域資源を最大限に活用した産業振興や地域の活性化を推進されたい。

特に、少子高齢化、人口減少などの本市の社会的課題や時代の潮流を踏まえたまちづくりを進めていくに当たり、戦略的な視点に立って柔軟かつ適切に対応するとともに、行財政運営の徹底的な簡素・効率化を今後も引き続き進め、より効率的・効果的な市政運営と市議会活動を通じ、市民福祉の増進と市政の発展に、なお一層、精励されることを期待する。

最後に、本答申は、慎重に審議を重ねた結果であり、十分に尊重されることを希望する。

大牟田市特別職報酬等審議会

- 会 長 杉 健三 (大牟田医師会)
- 副会長 宮崎 勝友 (大牟田商工会議所)
- 委 員 江崎 君子 (おおむた女性会議 2 1)
- 委 員 嶋田 良子 (帝京大学福岡医療技術学部)
- 委 員 高橋 薫 (有明工業高等専門学校)
- 委 員 高橋 誠 (連合福岡南筑後地域協議会)
- 委 員 龍 朱美 (大牟田レディースモニター)

大牟田市特別職報酬等審議会 審議経過

回 数	開催時期	主 な 内 容
第 1 回	1 0 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会長、副会長の選出 ・ 諮問 ・ 審議会運営の申し合わせ事項確認 ・ 特別職の報酬等に関する説明
第 2 回	1 0 月 2 4 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市の財政状況に関する説明 ・ 市議会議員の活動状況に関する説明 ・ 特別職の報酬等の額の適正な額に係る審議 (議員)
第 3 回	1 1 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員会制度に関する説明 ・ 特別職の報酬等の額の適正な額に係る審議 (議長・副議長・市長・副市長・教育長) ・ 改定時期の審議
第 4 回	1 1 月 2 8 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申書(案)の審議
第 5 回	1 2 月 1 2 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申書の決定 ・ 答申